

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係省令等の整備案(二種指定制度に係る接続ルール関連)について

I 背景

総務省では、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）や「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及発展に向けてー」（平成 26 年 12 月情報通信審議会答申）等を踏まえ、2020 年代に向けて、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業の公正な競争の促進等を内容とする電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）案を第 189 回通常国会に提出し、可決成立の後、平成 27 年 5 月 22 日に公布されたところである。

本件は、改正法の施行等に伴い必要となる関係省令等の規定を整備するものである。

II 改正の概要

二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実に係る規定の整備

改正法において、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者の参入促進を図る観点から、二種指定制度について、アンバンドル機能（他事業者に対し貸し出すべき機能）や接続料の算定方法等を制度化したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ アンバンドル機能及び標準的接続箇所等 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 4、第二種指定電気通信設備接続料規則（新設）第 4 条】

- ・ 接続料の算定方法等 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）第 5 条、第二種指定電気通信設備接続料規則（新設）第 3 条から第 16 条まで(第 4 条を除く)、第二種指定電気通信設備接続料規則第 8 条第 9 項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件（新設）】

- ・ 接続を円滑に行うために必要な事項 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5、電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件(新設)】

- ・ 特定移動端末設備の範囲 《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 4 条の 4】

III 施行期日

改正法の施行の日（同法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）